

燃料電池商用車導入促進費補助金取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、燃料電池商用車導入促進費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第19条の規定に基づき、その運用について必要な事項を定めるものとする。

(一般乗合旅客自動車運送事業者に準ずる者として知事が認定した者)

第2条 一般乗合旅客自動車運送事業者に準ずる者として知事が認定した者に該当するのは、次の者とする。

- (1) 概ね路線及び時刻を定めてバスによる旅客運送（長期契約による企業の従業員、学校の生徒、一定の障害者等の輸送に限る。）を行う場合の特定旅客自動車運送事業者

(一般貨物自動車運送事業者に準ずる者として知事が認定した者)

第3条 一般貨物自動車運送事業者に準ずる者として知事が認定した者に該当するのは、次の者とする。

- (1) 貨物自動車運送事業法第35条第1項の許可を受けた特定貨物自動車運送事業者
- (2) 貨物自動車運送事業法第36条第1項の届出をした貨物軽自動車運送事業者

(自動車リース事業者に準ずる者として知事が認定した者)

第4条 自動車リース事業者に準ずる者として知事が認定した者に該当するのは、次の者とする。

- (1) 概ね路線及び時刻を定めてバスによる旅客運送（長期契約による企業の従業員、学校の生徒、一定の障害者等の輸送に限る。）を特定旅客自動車運送事業者に委託して行う場合において、当該特定旅客自動車運送事業者に自らが所有するバスを貸与する学校又は企業等
- (2) 乗合バス事業の分社等により、自らが50%を超える出資比率によって設立した子会社たる一般乗合旅客自動車運送事業者に、自らが所有するバスを貸与する者

(要綱第4条第1項第4号に規定する知事が別に定める者)

第5条 要綱第4条第1項第4号の知事が別に定める者に該当する者は、知事が公益上の観点から、必要として認める者とする。

(交付申請書の提出期限)

第6条 要綱第5条第2項に規定する期日は、補助対象事業の完了予定日の属する年度の3月15日までとする。

(予算が不足する場合の措置)

第7条 交付申請書の提出状況において、予算枠に達した場合には、第6条の規定にかかわらず交付申請書の受付を終了するものとする。

(燃料電池商用車の導入及び使用の条件)

第8条 燃料電池商用車の導入及び使用にあたっては次の条件を満たすこと。

- (1) 導入する燃料電池商用車は、県内に使用の本拠の位置を置くものであること。
- (2) 導入する燃料電池商用車は、事業に使用するものであること。ただし、自動車販売会社が導入する場合は、展示車、試乗車その他販売活動の促進の目的で使用されるものでないこ

と。また、補助対象事業者（自動車リース事業者にあつては燃料電池商用車の貸渡先）の自社製品でないこと。

- (3) 燃料電池商用車の導入は、原則として要綱第6条第1項の交付決定の通知後（申請書受理通知書の発行を受けた場合は、申請書受理通知書の受領後）に着手し、当該年度内に完了すること。
- (4) 導入する燃料電池商用車の自動車検査証に所有者及び使用者であることが記載されること。ただし、リースの場合は、自動車検査証上の所有者は自動車リース事業者であり、使用者は原則当該車両のリースを受ける事業者であること。また、所有権留保付ローン購入の場合は、自動車検査証上の所有者は自動車販売会社又はローン会社等であり、使用者は所有権留保付ローン購入をする事業者であること。
- (5) 補助金の補助対象事業者は、当該自動車に係る自動車検査証上の所有者であること。ただし、所有権留保付ローン購入の場合は、補助金の補助対象事業者は当該自動車に係る自動車検査証上の使用者であること。
- (6) 自動車リース事業者は要綱第4条第1項各号に定める者に貸し渡す目的で導入すること。
 - エ 燃料電池商用車の貸与料金は、県からの補助金の額に応じた割合を通常の貸与料金から減額して設定すること。
 - オ 燃料電池商用車のリース契約期間は財産処分の制限期間以上であること。

（燃料電池商用車の導入事業における補助対象経費）

第9条 燃料電池商用車の導入事業における補助対象経費は、次のとおりとする。

- (1) 当該燃料電池商用車の価格と同種のディーゼル自動車又はガソリン自動車（動力源を除く仕様が当該燃料電池商用車と同じである自動車）の価格との差額とする。
- (2) 補助対象経費を要綱別表1及び上記(1)により算定することが適当でない車両については、個別に判断するものとする。
- (3) 既存の自動車を下取りに出す場合には、(1)の額から下取りにより得る額を減じた額とする。

（車両本体価格及び通常車両価格の範囲）

第10条 当該自動車の標準仕様の他、事業に必要な架装に要する経費を含むこととし、その他の機器、付属品、特別仕様に要する経費、購入に係る諸経費は含まないものとする。

（バスの導入に係る車両本体価格及び通常車両価格）

第11条 車両本体価格及び通常車両価格は次のとおりとする。

- (1) 燃料電池自動車バスについては、車両本体価格の上限を115,500千円として補助金の額を決定するものとする。
- (2) 通常車両価格は車両の長さごとに、次のとおり定める。ただし、これらを通常車両価格とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。
 - ア 7m以上9m未満 : 19,040千円を通常車両価格とする。
 - イ 9m以上 : 23,720千円を通常車両価格とする。

（燃料電池自動車トラック及び燃料電池自動車バスに係るリース料差額相当額）

第12条 燃料電池自動車トラック及び燃料電池自動車バスの導入事業におけるリース料差額相当額は、次のとおりとする。

- (1) 当該自動車のリース契約における貸与料金から車両本体価格を減じた額と、同種のディ

ーゼル自動車又はガソリン自動車（動力源を除く仕様が当該自動車と同じである自動車）のリース契約（当該自動車と同等のメンテナンス・サービス費用が含まれる契約）における貸与料金から通常車両価格を減じた額との差額とする。

(2) リース料差額相当額を上記 (1) により算定することが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

（補助対象事業の軽微な変更）

第 13 条 要綱第 8 条に規定する軽微な変更については、燃料電池商用車の導入台数に変更がなく、かつ補助金の交付決定額に変更を生じない場合とする。

（補助金の上限額）

第 14 条 補助金の上限額は、別に定める。

（県の活動への協力）

第 15 条 補助対象事業者は、県が本事業の目的の達成のために実施する活動に協力するよう努めるものとする。

(1) 市町村等における燃料電池自動車トラック又は燃料電池自動車バスの導入にあたっては、架装に水素を利用して走っている旨のラッピングを施すなどの普及啓発に努めるものとする。

附 則

この要領は、令和 8 年度の補助金から適用する。

別表

補助対象車種	上限額（１単位当たり）
燃料電池自動車トラック	車両総重量８トン以下：別に定める額 車両総重量８トン超：別に定める額
	＜市町村等＞ 車両総重量８トン以下：別に定める額 車両総重量８トン超：別に定める額
燃料電池自動車バス	別に定める額 大企業等の事業者、市町村等 別に定める額

- (注) 1 上記いずれの場合においても、これらを上限額とすることが適当でない車両については個別に判断するものとする。
- 2 上限額は、補助対象事業者が車両の対価として支払う額を超えないものとする。なお、下取車充当額は、車両の対価として支払う額に含めない。